

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名：障害者支援施設 あおいとり

1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター6階

2 事業者情報【2025年11月1日現在】

事業所名称：あおいとり	種別：障害者支援施設
サービス種別：施設入所支援・短期入所、生活介護・日中一時支援、行動援護・移動支援	
開設年月日：2006（平成18）年11月1日	管理者氏名：施設長 上野 ひとみ
設置主体：社会福祉法人 青鳥会	代表者役職・氏名：理事長 牧 みどり
経営主体：社会福祉法人 青鳥会	代表者役職・氏名：理事長 牧 みどり
所在地：鹿児島県鹿児島市吉野町10791番地10	
連絡先電話番号：099-295-7009	FAX番号：099-295-7119
ホームページアドレス：www.seichoukai.jp	E-mail：aoitori@po5.synapse.ne.jp

【利用者の状況】【令和7年11月1日現在】

定員	施設入所支援（30名）	利用者数	施設入所支援（30名）
	生活介護（40名）		生活介護（54名）
	短期入所（2名）		短期入所（0名）

【職員の状況】

職種	勤務区分				※常勤 換算	※基準 職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	—	1	—	—	1.0	1
サービス管理責任者	1	—	—	—	1.0	1
生活支援員	14	11	—	3	26.4	16
サービス提供責任者	1	—	—	—	2.6	2.5
生活支援員（行動援護）	—	6	—	—		
看護師	—	3	—	—	3.0	1
栄養士	—	1	—	—	1.0	1
調理員	—	3	—	4	5.6	—
事務員	—	2	—	1	2.5	—
前年度採用・退職の状況			採用		常勤 8人	非常勤 0人
			退職		常勤 5人	非常勤 7人
○常勤職員の当該事業所での平均勤務年数					6.5年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該事業所での平均勤務年数					7年	
○常勤職員の平均年齢					45歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					42歳	

基本理念・運営方針

【法人理念】

私たちは、ノーマライゼーションの理念にもとづく福祉サービスを提供し、誰もが人として尊重され、あたりまえに暮らせる社会づくりに貢献します。

【基本方針】

- 1 利用者本位の支援、その人らしい暮らしの実現
利用される方のニーズにもとづき、その方が望む暮らしを支えます。
- 2 居住系サービスを核とした総合的支援の提供
家庭や地域で生活することが困難な方への施設入所支援など居住系サービスを核に、日中活動系及び訪問系サービスを含む総合的支援を提供します。
- 3 質の高い福祉サービスの提供と活力あふれる職場づくり
質の高い福祉サービス提供のため、専門性と資質の向上に努めるとともに、働きがいのある活力あふれる職場づくりを目指します。
- 4 地域と共に歩む事業運営
地域の福祉ネットワークの一つとして、地域と共に歩み発展する事業運営をすすめます。

【施設事業所の特徴的な取組】

【あおいとりの基本方針】

障害者総合支援法に則り、家庭や地域で生活することが困難な重い障害や行動障害のある方を受け入れ、一人一人が望む生活を実現することができるよう努めます。

- 施設入所支援・短期入所
利用者の9割近くが、支援の度合いが重い障害支援区分6に該当します。利用者の安心、安全な暮らしや健康管理を中心に、穏やかな日常生活が送れるよう支援しています。
職員のほとんどが強度行動障害支援者養成研修を受講し、専門性を生かしながら、利用者の意思を尊重した支援（意思決定支援）に取り組んでいます。
- 生活介護
個々の障害特性に応じたグループに分け、少人数での活動や個別活動を行っています。
活動は、ウォーキングを基本とし、ドライブや屋内での制作等自立活動に取り組んでいます。
- 行動援護・移動支援・日中一時支援
在宅の障害者に対し、余暇活動の充実や、ご家族の介護負担軽減のためにサービスを行い、地域生活を支えています。歯科通院等急を要する方には、ヘルパー派遣の調整を行い、臨時に対応しています。

3 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年8月4日（契約日） ～2025年2月2日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回目（令和4年度）

4 評価の総評

◇特に評価の高い点

- ・令和8年度に60周年を迎える社会福祉法人青鳥会の障害者支援施設として平成18年に開設され、自閉症や重い知的障害に伴う、情緒・行動面の特性から日常生活に多くの援助を必要とする利用者を受け入れ、生活の支援を行っています。
- ・事業所では、サービスの質の向上を目的として、全職員が強度行動障害支援者養成研修を受講する体制が整えられています。研修は一律に入職直後でなく、現場での支援内容や利用者理解が進んだ段階で受講することで研修内容の定着と深化が図られています。
- ・日常支援においては「利用者の声を聞く」ことを確認目標として掲げ、意思決定支援に関する学びと実践を進める体制が整えられています。併せて、職員間のコミュニケーションの向上や、職員が心身に余裕をもって支援にあたるための取組も行われています。これまで意思決定支援や日常支援の中で活用してきた「構造化」についても、利用者の理解度や特性に応じた活用が検討されており、支援の在り方を継続的に見直そうとする姿勢がうかがえます。
- ・障害支援区分の高い利用者が大半を占めており、利用者に対して福祉サービス提供の際に、意思表示が難しい利用者の意思や希望の確認については、家族からの情報収集に加え、絵カードや写真等を用いた視覚的支援を行っています。
- ・利用者の権利擁護について、法人として組織的な虐待防止体制を構築しています。職員は毎月実施する振り返りシートにより、利用者の基本的人権を尊重した支援ができているか確認する内容になっており、虐待防止委員会等において集計・分析し、結果は全職員に周知し、意識共有と再発防止に活かしています。隔月に外部アドバイザーを招聘して虐待防止等研修を実施しています。
- ・直営の調理で食事を提供しており、利用者の嗜好や一人ひとりの嚥下状態、健康状態に配慮し、アレルギー等については、食器の区別、食札に表示、複数による検食など、事故防止に努めています。また、誕生会での手作りケーキやイベント食、手作りおやつを提供など、利用者の食べる楽しさを提供する工夫がなされています。
- ・入浴や清拭はおおむね毎日実施され、排泄については利用者個々の状態を把握した支援を行うなど、個別支援計画に基づき心身の状況に応じた日常的な生活支援が行われています。
- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを目指し、有給休暇の取得や勤務シフトの調整に配慮しています。休憩時間を確実に確保するとともに男女別の休憩棟を建設するなど、職員の心身の健康に配慮し、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

- ・前回の第三者評価時から比べると、安心カメラの設置や利用者の居室等に動画サイトが視聴できる損壊対策を施したテレビの設置、壊れた内壁の補修、日よけ対策として室内が明るく保てるサンシェードの設置、空調施設の清掃、強力な換気扇、超強力な室内消臭剤の配置など、多くの室内環境の改善が見られます。建物構造から難しい面もありますが、今後とも利用者にとって快適で文化的な生活が確保されるよう、工夫されることを期待します。
- ・第三者評価の受審による自己評価及び第三者評価結果を踏まえて、課題解決に真摯に取り組み、福祉サービスの向上につなげようとする姿勢が見られます。自己評価には全職員がアンケート形式で参加していますが、ケア単位や職種単位のチームによるSWOT分析やワークショップ等の手法を取り入れ、PDCAサイクルに基づく福祉サービスの質の向上に関して、全職員の理解と協力を得ながら組織的な取り組みを実施されることが期待されます。

(様式第2号)

5 第三者評価を受けての感想

今回、2回目の福祉サービス第三者評価を受審し、当施設のサービスの質について、専門的かつ客観的な立場から評価していただきました。

今回の評価結果を基に、課題を全職員で共有・検討し、更なる福祉サービスの向上に対する取り組みを進めてまいります。